

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
代理人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成22年3月1日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条の規定による保護変更申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

新潟市中央福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成22年2月1日に口頭により行った、保護変更（扶助費の再支給）申請却下処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

不 服 の 要 旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して平成22年2月1日付けで行った本件処分について、その取消しを求めるというものであり、その理由の要旨は次のとおりである。

- (1) 扶助費の再支給ができることについて、生活保護実施要領に定められているにもかかわらず、処分庁が根拠を示さずに再支給を拒んだこと。
- (2) 扶助費の再支給を行わないことにより最低生活の維持が困難となったことは、生活保護法に反すること。

裁 決 の 理 由

1 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものであり、その理由は次のとおりである。

- (1) 平成22年1月28日に事務所内でケース診断会議を開催し、
 - ・ 扶助費の紛失等が不可抗力によるものかどうか
 - ・ 再支給の必要性があるか（目下の窮迫性及び経済的困窮の継続性）について検討した結果、以上の要件が存在しないことから再支給の必要がないものと決定したところであること。

- (2) (1)により検討した結果を2月1日に根拠も含めて請求人に説明しているため、「根拠がなく」という請求人の主張は事実と反するものであること。
- (3) (1)により再支給を行わないとした処分に違法性はないものであること。

2 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論書は提出されていない。

3 当事者の争点

審査請求書及び弁明書から本件審査請求の争点を要約すると、次のとおりである。

- (1) 処分庁が扶助費の再支給を行わないとした理由が適正か。
- (2) 本件処分は適法か。

4 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 請求人は平成21年12月14日の午後1時頃、[redacted]周辺で現金を引き出し、現金約28,000円が入った財布を上着のポケットに入れていたが、その後財布を紛失し、その日のうちに[redacted]警察署[redacted]交番に届出を行った。

- (2) 請求人は12月24日に処分庁を訪れ、[redacted]社会福祉協議会が行っている小口貸付の借入を希望した。

これに対して、処分庁は、請求人に対して、12月22日に新潟市から年末見舞金8,000円が支給されていること及び年末年始の需要に充てるため請求人が12月21日に[redacted]社会福祉協議会から貸付を受けた小口貸付50,000円の残金が12,000円以上残っているため、次の保護費支給日までの日数を勘案すると、急迫状況にはないものと判断し、追加の借入は認められない旨の回答を行った。

- (3) 請求人は、平成22年1月15日に処分庁を訪れ、紛失した扶助費の再支給を求めたため、処分庁担当者は、庁内で相談のうえ後日連絡すると請求人に伝えた。請求人のこの行為は、口頭による保護変更申請と認められる。

なお、請求人は審査請求書において、扶助費の再支給を求めた日を平成22年1月12日としているが、処分庁のケース記録に基づき同年1月15日と認定する。

- (4) 処分庁担当者は、平成22年1月22日に請求人に対して電話で、扶助費の再支給はできない旨の回答をした。それに対し請求人が、県知事に審査請求を行うと述べたため、処分庁はケース診断会議を開催して再支給の可否を検討する必要があるものと判断した。

- (5) 処分庁は、平成22年1月28日にケース診断会議を開催し、扶助費の再支給の必要性について検討した結果、遺失が不可抗力と認められるためには、盗難、強奪に準ずる程度で、例えば詐欺や身の危険を回避するため喪失した場合など誰が聞いてもやむを得ないと思われる程度の遺失でなければならないことから、本件で請求人が財布

を紛失したことについて不可抗力とは認められないこと及び財布紛失時から次の保護費支給日まで最低生活を維持するために必要な収入があったことから、請求人が急迫した状態であるとは認められないこと、を理由として、扶助費の再支給は必要ないと決定した。

- (6) 処分庁は、平成22年2月1日に請求人に対し電話で、「財布を紛失してから次の保護費支給日まで、小口貸付や年末見舞金を利用し、急迫することなくで生活できたので扶助費の再支給はできない」旨連絡した。処分庁のこの行為は「保護変更申請に対する却下処分」と認められるが、処分庁が保護変更申請却下の理由とした「扶助費の遺失は不可抗力とは認められない」ことは伝えられていない。

なお、請求人は審査請求書において、処分庁から連絡があった日を同年1月29日としているが、処分庁のケース記録に基づき2月1日と認定する。

5 審査庁の判断

(1) 扶助費の再支給を行わない理由について

① 扶助費の紛失が不可抗力によるものか

生活保護実施要領においては、扶助費の再支給について、次の場合に認められている。

ア 災害のため前渡保護金品等を流出し、又は紛失した場合

イ 盗難、強奪その他不可抗力により前渡金品等を失った場合

また、同実施要領によれば、この不可抗力と認められるためには、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、扶助費を遺失したものとされており、請求人が「社会通念上一般に要求される程度の注意」を払っていたかを検討する必要がある。

処分庁は、「不可抗力」については、「盗難、強奪に準ずる程度で、例えば詐欺や身の危険を回避した場合など誰が聞いてもやむを得ないと思われる程度の遺失である」として、「上着のポケットに入れておきながら、どこで落としたかわからないというような信憑性の低い状況である」と判断しているが、請求人が「社会通念上一般に要求される程度の注意」を払っていたか否かについて、事情の調査検討を十分行わず、扶助費の再支給を拒否したものと思料される。

したがって、請求人が扶助費を紛失した際の事情について、具体的な調査検討に基づいて判断していない本件処分は、不適切とするのが相当である。

② 最低生活が維持できていたか

請求人が扶助費を紛失した平成21年12月14日以降、同年12月21日に社会福祉協議会から年末年始の需要に係る費用として50,000円の借入を行い、同月22日には新潟市から年末見舞金8,000円の支給を受けている。この借入金及び見舞金の合計額58,000円は、紛失した扶助費の金額を上回っていることから、扶助費の紛失により最低生活の維持が困難となったという請求人の主張には理由がな

いものと考えられる。

(2) 本件処分の適法性について

法第24条の規定によると、保護の実施機関は、保護の変更申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。また、書面には決定の理由を附さなければならないとされている。

法のこの趣旨は、保護の変更申請があった場合における保護の実施機関の保護事務の処理手続を明確に定めることにより、その敏速、確実な処理を期するとともに、保護の実施機関の便宜、専断並びに恣意的裁量による処理を抑制することによって、被保護者の権利や利益が十分に保障されることを目的とするものであると考えられる。

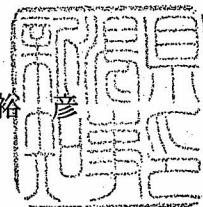
本件処分通知が、法が定める書面によって行われていないとともに、保護変更申請却下の理由を十分相手方に伝えていないことから、本件処分は、適法とは認められない。

6 結論

以上のことから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成22年12月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦



(付記)

- 1 この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（裁決についての再審査請求を行った場合は、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの裁決についての取消しの訴えを提起することができます。